

# 老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る神奈川県指針 改正の概要

## (1) 養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算

### 基本的な考え方

令和 5 年 11 月 2 日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」で、介護分野について、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を講ずるとされており、11 月 29 日に成立した令和 5 年度補正予算では、介護職員処遇改善支援事業等により、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 2%程度（月額平均 6,000 円相当）引き上げるための措置を行うこととされた。（対象期間：令和 6 年 2 月～5 月の賃金引上げ分）

直接処遇職員の収入を月額 6,000 円程度引き上げる措置については、令和 6 年 2 月から 4 か月分に相当する改定を行うとされていたが、2 か月延長することも各自治体の判断で可能とされていたことから、本県指針においては **4 月に開始して 7 月まで実施**した。月額 6,000 円程度引き上げる措置（+0.8%）終了に伴い、養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算を改正（△0.8%）する。

## (2) 一般生活費

### 基本的な考え方（基準費用額（居住費）の見直しを踏まえた対応）

「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について」（令和 6 年 3 月 26 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）において、**令和 6 年 8 月以降**、生活費のうち一般生活費について、一月あたりの金額として一律に 1,824 円を上げるとされた。

## 2 改正内容

### (1) 養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算

指針別紙 1 の 1 の (1) のイの (キ) に定める養護老人ホーム勤務職員処遇改善加算について、人件費に加算する率 5.26%を 4.46%に改める。

### (2) 一般生活費

指針別紙 1 の 2 の (1) に定める一般生活費について、56,380 円を 58,204 円に改める。

## 3 施行日

令和 6 年 8 月 1 日